

平成29年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

警察本部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間） （物品購入契約は契約締結日）	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
警察本部会計課	物品購入	車両用燃料（県内給油1月）（単価契約）	平成30年1月1日 ～ 平成30年1月31日	滋賀県石油協同組合	11,402,500	警察業務の特殊性から、平日、休日の別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができるのは、県内大部分の給油所が加入する当組合だけであるため	2	3イ
警察本部会計課	物品購入	車両用燃料（県内給油2月）（単価契約）	平成30年2月1日 ～ 平成30年2月28日	滋賀県石油協同組合	11,626,600	警察業務の特殊性から、平日、休日の別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができるのは、県内大部分の給油所が加入する当組合だけであるため	2	3イ
警察本部会計課	物品購入	車両用燃料（県内給油3月）（単価契約）	平成30年3月1日 ～ 平成30年3月31日	滋賀県石油協同組合	11,626,600	警察業務の特殊性から、平日、休日の別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができるのは、県内大部分の給油所が加入する当組合だけであるため	2	3イ